Ⅱ 社会福祉施設・事業者等に対する指導検査の結果

1 社会福祉法人・社会福祉連携推進法人

社会福祉法人は、「社会福祉事業を行うことを目的として」（社会福祉法第22条）設立された特別な法人です。社会福祉事業の経営主体は多様化する傾向にありますが、社会福祉法人は依然としてその「主たる担い手」（社会福祉法第24条）として重要な位置を占めています。

社会福祉法人数は、昭和26年に社会福祉事業法の制定によりその制度が創設されて以来、年々増加を続けており、東京都管内では令和8年4月1日現在で1,087法人となっています。

なお、社会福祉法人等の連携方策の新たな選択肢として、令和4年度から社会福祉連携推進法人が制度化されています。

社会福祉法人数の推移　（年度当初数。社会福祉協議会を含む。）

年　度	平成元	平成10	平成20	平成30	令和6	令和7	令和8
法人数	629	760	982	1,069	1,088	1,087	1,087

社会福祉事業の利用形態は、行政による措置から事業者と利用者との契約へと移行が進んでいます。このため、社会福祉法人は創意工夫により自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。

一方、税制上の優遇措置や補助金等の公費が投入される公益性の極めて高い法人であることから、経営の透明性を確保することが特に求められています。

このため、社会福祉法人に対する指導検査は、評議員会及び理事会の適正な開催や予算・決算、財産の状況の確認などを中心に、社会福祉法第58条を踏まえた運営指導と連携しながら社会福祉法第56条の規定に基づいて行っています。

なお、社会福祉法人の所轄庁ごとの法人数は以下のようになっています。

（単位：法人）

所轄庁	令和６年４月１日	令和７年４月１日	令和８年４月１日
厚生労働大臣	29	29	29
東京都知事	329	331	338
特別区長・市長	730	727	720
合　　計	1,088	1,087	1,087

（1） 令和7年度　検査実施状況

社会福祉法人については、一部の法人（全体の28.8%に当たる97法人）に対して実地検査を行いました。

（単位：法人）

対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘法人数	実施率(b/a)
337	97	71	28.8%

※対象数、実地検査数及び文書指摘法人数については、国及び区市所管の社会福祉法人を含みません。
※令和３年度より、都所管の社会福祉協議会を対象数に含めます。
※令和５年度より、都所管の社会福祉連携推進法人を対象数に含めます。

（2） 主な指摘事項

実地検査を行った97法人のうち、71法人に対して文書指摘を行い、延べ211事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないので、是正すること。** ◇ 社会福祉法人の理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するためには、監事の過半数の同意を得なければならないが、得ていない。 （社会福祉法第43条第3項、指導監査実施要綱Ⅰ-5-(2)-1）	18
➢ **欠席が継続している評議員がいるので、是正すること。** ◇ 評議員は評議員会に出席し、役員の選任・解任や、定款変更の承認等の社会福祉法人の基本的事項について決議する等、善管注意義務を果たさなければならないため、評議員会への欠席が継続している評議員がいてはならないが、2回連続で欠席している評議員がいる。 （社会福祉法第38条、民法第643号、第644号、社会福祉法人審査基準第3-1-(3)、指導監査実施要綱Ⅰ-3-(1)-2）	13

➢ **理事の報酬等の額が定款で定められていない場合であって、評議員会の決議により定められていないので、是正すること。** ◇ 社会福祉法人の理事及び監事の報酬等は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めなければならないが、定款に理事及び監事の報酬等の額が定められておらず、また、評議員会でも決議されていない。 （社会福祉法第45条の16第4項、第45条の18第3項、指導監査実施要綱Ⅰ-8-(1)-2、Ⅰ-8-(1)-3）	9
➢ **理事長及び業務執行理事（設置する場合）が、理事会において、3か月に1回以上（※又は定款の規定により毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上）職務執行に関する報告をしていない。** ◇ 理事長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならないが、理事長及び業務執行理事の報告が理事会へ行われていない。 （社会福祉法第45条の16第3項、指導監査実施要綱Ⅰ-6-(1)-4）	8
➢ **評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないので、是正すること。** ◇ 社会福祉法人の評議員会の招集は、理事会の決議により、日時及び場所、当該評議員会の目的である事項がある場合は当該事項、評議員会の目的である事項に係る議案の概要について、理事の決議により定めなければないが、これらの事項が理事会で決議されていない。 （社会福祉法第45条の9第10項、指導監査実施要綱Ⅰ-3-(2)-1）	7
➢ **その他** ◇ 決議に特別の利害関係を有する評議員がいるかを法人が確認していないので、是正すること。 ◇ 理事及び監事の全員に期限までに理事会の招集通知が発出されていないので、是正すること。 ◇ 評議員の選任手続において、評議員候補者が欠格事由に該当しないこと等について、法人において確認がされていないので、是正すること。 ◇ 定款に記載された内容と事実が異なるので、是正すること。　等	156
合計（延べ）	211

【根拠法令等】

＊社会福祉法
　＝昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
＊指導監査実施要綱
　＝平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
＊民法
　＝明治29年法律第89号「民法」
＊社会福祉法人審査基準
　＝平成12年12月1日障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号「社会福祉法人の認可について」別紙1「社会福祉法人審査基準」

2 介護保険施設
（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で、かつ在宅介護が困難な要介護者に対して、日常生活上の必要なサービスを提供する施設で、介護保険法第24条及び老人福祉法第18条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区市が所轄する社会福祉法人が運営する介護老人福祉施設については、都と区市とで役割分担しながら、実地指導を実施しています。

介護老人保健施設は、症状が安定期にあり、リハビリテーション、看護・介護を中心とした医療ケアを必要とする要介護者が入所・利用する施設で、そのうち東京都は、市町村部に存在する施設を対象に、介護保険法第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

なお、区部に所在する介護老人保健施設については、各区が実地指導を実施しています。

介護医療院は、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。介護医療院に対する実地指導は、介護保険法第24条に基づいて実施しています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

ア 実地指導

介護保険施設に対しては、全体の23.0%に当たる121施設に対して実地指導を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
介護老人福祉施設	414	96	57	23.2%
介護老人保健施設	76	19	13	25.0%
介護医療院	35	6	4	17.1%
計	525	121	74	23.0%

※介護医療院の対象数には八王子市内の施設を含みます。

イ 集団指導

介護保険施設に対して、指導検査業務システムやホームページに動画や資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加施設数	主な内容
介護老人福祉施設	483	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護老人保健施設	70	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項
介護医療院	32	・事業運営に関する留意事項 ・介護報酬の請求事務

※介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院は、動画を視聴し、指導検査業務システム等により受講確認アンケートを提出した施設数。

（2） 主な指摘事項

ア 介護老人福祉施設

実地指導を行った96施設のうち、57施設に対して文書指摘を行い、延べ126事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ 介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。 ◇　協力医療機関連携加算の算定に当たり、入居者の急変時等に備えた関係者間の平時からの連携を強化するため、入居者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を概ね月に１回以上開催していない。 （厚告第21号別表1のト、老企第40号第2の5（27）） ◇　療養食加算の算定に当たり、食事箋において疾病名が確認できない、減塩食の食塩総量が6.0ｇを超えているにもかかわらず、算定している日が認められた。 （厚告第21号別表1ヲ、老企第40号第2の5（32）） ◇　看護体制加算（Ⅱ）の算定に当たり、必要な看護職員の配置基準を満たしていないにもかかわらず、算定していた。 （厚告第21号別表１-注10、老企第40号　第2-5（11）、厚労告第96号51）	24
➢ 建物設備等の管理を適正に行うこと。 ◇　ブザー（ナースコール）又はこれに代わる設備が外れている又は入居者の手の届かない場所にあるなど、使用できない状態の居室が散見された。 （都指定条例第5条第2項第3号、都特養条例第11条第4項第4号） ◇　静養室に寝台が設置されておらず、静養室として使用できない状態であることが確認された。 （都特養条例第11条第３項第２号、第４項第４号、都指定条例第５条第１項第２号）	13
➢ 資金の運用は適正に行うこと。 ◇　前年度の施設における当期資金収支差額合計が資金不足が生じているにもかかわらず本部拠点区分に資金を繰り入れていた。 （第188号通知　第２　３（１）） ◇　前年度会計における本部拠点区分への「拠点区分間貸付金」について、当該年度内に補てんを受けていなかった。 （第188号通知 第2-3（4）、ガイドラインⅡ-2-1））	11

➢ **介護支援専門員の変更の届出を行うこと。** ◇　介護支援専門員に変更があったにもかかわらず、変更を届け出ていなかった。 （介護保険法第89条、介護保険法施行規則第134条第1項第15号、第135条）	9
➢ **栄養管理を計画的に行うこと。** ◇　低栄養状態のリスクを高に判定しているにもかかわらず、二週間毎にモニタリングを行わず、一律、一か月ごとにモニタリングを行っていた。 （都指定条例第52条（第25条の2準用））	5
➢ **その他** ◇　施設サービス計画を適切に作成すること。　等	64
合計（延べ）	126

【根拠法令等】
＊厚告第21号
　＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
＊厚労告第96号
　＝平成27年3月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
＊老企第40号
　＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
＊都指定条例
　＝平成24年3月30日東京都条例第41号「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都特養条例
　＝平成24年3月30日東京都条例第40号「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」
＊第188号通知
　＝平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」
＊ガイドライン
　＝平成29年4月27日老発0427第1号社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」別添「社会福祉法人指導監査実施要綱」別紙「指導監査ガイドライン」
＊介護保険法
　＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
＊介護保険法施行規則
　＝平成11年３月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

イ 介護老人保健施設

実地指導を行った19施設のうち、13施設に対して文書指摘を行い、延べ30事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ 事故報告を適切に行うこと。 ◇　施設所在地の区市町村に事故報告を行っていない事例が見受けられた。 （都老健条例第三十八条第2項） ◇　誤薬に関する事故について、関係区市町村に事故報告を行っていない事例が見受けられた。 （都老健条例第三十八条第2項）	7
➢ 介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。 ◇　身体的拘束等適正化検討委員会を３月に１回以上開催していなかったにもかかわらず、所定単位数から減算せずに報酬を算定し請求していた。 （厚告第21号別表２注５、老企第40号第２の６（９）） ◇　経口維持加算(Ⅰ)の算定に当たり、経口維持計画を作成し同意を得る前から、当該加算を算定している事例が見受けられた。 （厚告第21号　別表２ル、老企第40号　第２の６（30）	5
➢ 適切な施設サービスを提供できる体制を確保すること。 ◇　常勤の介護支援専門員を６名配置していると東京都へ届け出ているが、勤務表において、介護支援専門員（兼務）を配置していることが確認できなかった。 （都老健条例第十一条）	5
➢ その他 ◇　介護支援専門員の減員があったにも関わらず、変更の届出を行っていなかった。 ◇　消防訓練を年間２回以上実施していない。　等	13
合計（延べ）	30

【根拠法令等】
＊都老健条例
　＝平成24年3月30日東京都条例第42号「東京都介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」
＊厚告第21号
　＝平成12年2月10日厚生省告示第21号「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」
＊老企第40号
　＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

ウ 介護医療院

実地指導を行った6施設のうち、4施設に対して文書指摘を行い、延べ6事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **事故報告を適正に行うこと。** ◇　施設所在地の区市町村に事故報告を行っていない事例が見受けられた。 （都条例第38条第２項）	3
➢ **施設の運営についての重要事項に関する規程を適正に定めること。**	1
➢ **その他** ◇　雇用契約書を適正に整備すること。 ◇　介護医療院サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録すること。	2
合計（延べ）	6

【根拠法令等】
＊都条例
＝平成30年3月30日東京都条例第51号「東京都介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例」

（3） 介護報酬に係る返還金（介護保険施設）

前記の介護保険施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、2,063,464円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
介護老人福祉施設	10	1,947,147
介護老人保健施設	2	116,317
計	12	2,063,464

※金額は令和8年６月末時点のものです。

3 高齢者施設等
（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅）

介護保険施設を除いた高齢者施設等については、健全な経営の確保、利用者保護及びサービスの質の向上の視点に立って、施設運営の適正化と感染症や食中毒の発生防止など安全対策の徹底に重点を置いて、実地指導を実施しています。

養護老人ホームは、65歳以上であって、環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な高齢者を区市町村の措置により入所させ、養護するとともに、自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行う施設で、東京都は26の施設を対象に、老人福祉法第18条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、家庭環境や住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設で、東京都は147の施設を対象に、社会福祉法第70条の規定に基づいて実地指導を実施しています。

有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他日常生活上の必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与をする事業を行う施設で、東京都は1,109の施設を対象に、老人福祉法第29条第13項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

サービス付き高齢者向け住宅は、安否確認や生活相談等の生活支援サービスを提供するバリアフリー構造の高齢者向け住宅で、東京都は393か所を対象に、介護保険法第24条及び高齢者の居住の安定確保に関する法律（以下「住まい法」という。）第24条の規定に基づいて実地指導を実施しています。
本報告書に記載されているサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は、指導監査部（介護保険法及び住まい法に基づく実地指導）と住宅政策本部民間住宅部（住まい法に基づく実地指導）が合同で実施したものです。

なお、これらの高齢者施設等は、介護保険法第8条に規定する特定施設の対象となりますが、特定施設入居者生活介護の結果については「5　介護保険在宅サービス事業（福祉系）」に掲載しています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

ア 実地指導

高齢者施設等については、全体の 12.4%に当たる 207 施設等に対して実地指導を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
養護老人ホーム ※1	26	5	4	19.2%
軽費老人ホーム ※1	147	24	13	16.3%
有料老人ホーム ※1	1,109	117	47	10.6%
サービス付き 高齢者向け住宅 ※1 ※2	393	61	11	15.5%
計	1,675	207	75	12.4%

※1 上記の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅は特定施設入居者生活介護事業（介護予防含む。）付きの施設を含んだ数。
※2 上記のサービス付き高齢者向け住宅の実地指導数は指導監査部と住宅政策本部民間住宅部と合同で実施した数であり、文書指摘数は指導監査部のみの数。

イ 集団指導

有料老人ホームに対して、指導検査業務システムやホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加施設数	主な内容
有料老人ホーム	897	・運営等に関する基準 ・実地指導において指摘の多い事項 ・サービス提供に当たっての留意事項

※動画を視聴し、指導検査業務システム等により受講確認書を提出した施設数。

（2） 主な指摘事項

ア 養護老人ホーム

実地指導を行った５施設のうち、４施設に対して文書指摘を行い、延べ17事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **虐待の発生及び再発防止のための措置を講じること。**	2
➢ **その他** ◇ 身体的拘束等の適正化を図ること。　等	15
合計（延べ）	17

イ 軽費老人ホーム

実地指導を行った24施設のうち、13施設に対して文書指摘を行い、延べ54事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **身体的拘束等の適正化を図ること。** ◇ 身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を開催していなかった。 （都軽費条例第40条（第18条第５項準用）	6
➢ **虐待防止の取組を適切に行うこと。** ◇ 虐待の防止のための指針について整備されていることが確認できなかった。 （都軽費条例第40条（第31条の２準用）	6
➢ **健康・衛生管理を適切に行うこと。** ◇ 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修が実施されていなかった。 （都軽費条例第24条第2項）	4
➢ **その他** ◇ 人員基準を遵守した職員配置を行うこと。　等	38
合計（延べ）	54

【根拠法令等】
＊都軽費条例
＝平成24年10月11日東京都条例第114号「東京都軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」

ウ 有料老人ホーム

実地指導を行った117施設のうち、47施設に対して文書指摘を行い、延べ60事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **事故報告を適切に行うこと。** ◇ 報告対象である誤薬や医療機関受診に至った事故について、報告すべき自治体へ報告していない事例が見受けられた。 （都有料設置指針12(9)）	29
➢ **建物設備の管理を適正に行うこと。** ◇ 居室を物置として使用するなど、届け出内容と異なる用途で使用している等の状況が見受けられた。 （老人福祉法第二十九条第2項、老人福祉法施行規則第二十条の五の二、都事務取扱要領第4の1及び2）	14
➢ **身体的拘束等の適正化を図ること。** ◇ 身体的拘束等を行う際に、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たしているか検討したことが確認できなかった。また、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合に、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに理由を記録していない事例が確認された。 （老人福祉法第二十九条第6項、老人福祉法施行規則第二十条の6第1項第3号、都有料設置指針8（3）エ、9（14）及び（15））	5
➢ **その他** ◇ 運営懇談会を開催していない。　等	12
合計（延べ）	60

【根拠法令等】
＊都有料設置指針
　＝平成14年11月1日14福高施第611号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」
＊老人福祉法
　＝昭和38年７月11日法律第133号「老人福祉法」
＊老人福祉法施行規則
　＝昭和38年７月11日厚生省令第28号「老人福祉法施行規則」
＊都事務取扱要領
　＝平成23年5月19日23福保高施第394号「東京都有料老人ホーム届出に係る事務取扱要領」

エ　サービス付き高齢者向け住宅

実地指導を行った61施設のうち、11施設に対して文書指摘を行い、延べ28事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **事故の発生又はその再発を防止するための措置を講じること。** ◇ 事故防止のための委員会及び職員に対する研修を実施していなかった。 （都有料設置指針12（８）ウ）	10
➢ **身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じること。** ◇ 身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を開催していなかった。 （都有料設置指針９（16）ア）	7
➢ **感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じること。** ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を開催していなかった。 （都有料設置指針（８）ア）	5
➢ **その他** ◇ 高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を開催していなかった。等	6
合計（延べ）	28

【根拠法令等】

＊都有料設置指針

＝平成 14 年 11 月 1 日 14 福高施第 611 号「東京都有料老人ホーム設置運営指導指針」

４ 介護保険在宅サービス事業（福祉系）

在宅サービス事業（福祉系）には、在宅サービスを適切に利用できるように、ホームヘルパー等が家庭を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護や、調理・掃除・洗濯等の家事、生活等の支援を行う「訪問介護」のほか、「訪問入浴介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び利用者の心身の状況・環境、利用者や家族の希望などを勘案して、居宅サービス計画の作成や、居宅サービス事業者等と調整を行う「居宅介護支援」などの事業所があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条に基づいて実施しています。

都の実地指導は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地指導の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

（1） 令和7年度　検査実施状況（介護予防を含む。）

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業（福祉系）に対しては、全体の4.2%に当たる577事業に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち 文書指摘 事業数	実施率 (b/a)
訪問介護事業	3,207	50	25	1.6%
訪問入浴介護事業	296	12	1	4.1%
通所介護事業	1,512	92	35	6.1%
短期入所生活介護事業	1,231	181	19	14.7%
特定施設入居者生活介護事業	1,708	197	66	11.5%
福祉用具貸与事業	1,269	20	11	1.6%
特定福祉用具販売事業	1,263	20	11	1.6%
居宅介護支援事業	3,167	5	3	0.2%
計	13,653	577	171	4.2%

※対象数は、令和７年４月１日把握数。

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

参加事業所数	主な内容
4,575	・指導検査の実施状況等について ・自己点検の実施について ・高齢者虐待の防止 ・その他

※令和７年度の集団指導の対象は、訪問介護事業所、通所介護事業所、短期入所生活介護事業所及び福祉用具貸与・販売事業所。
※動画を視聴し、指導検査システムまたはホームページに掲載しているアンケートフォームにより受講確認書を提出した事業所数。

（2） 主な指摘事項

ア 訪問介護事業

実地指導を行った50事業のうち、25事業に対して文書指摘を行い、延べ40事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。** ◇ 全ての訪問介護員等に対し、健康診断を実施していることが確認できないにもかかわらず、特定事業所加算を算定していた。 （厚告第19号別表の１のイからハまでの注10、厚労告第95号三のイの（３）、老企第36号第二の2(14)） ◇ 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとの個別の研修計画の策定を確認することができなかったにもかかわらず、特定事業所加算（Ⅱ）を算定していた。 （厚告第19号別表の１のイからハまでの注10、厚労告第95号三のロ、老企第36号第二の２(14)） ◇ あらかじめ計画されていた日時に訪問したところ、利用者が死亡していた事例について緊急時訪問介護加算を算定していた。 （厚告第19号別表の１のイからハまでの注16、老企第36号第二の２(20)） ◇ 指定訪問介護事業所と同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上であるにもかかわらず、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定していない。 （厚告第19号別表の１のイからハまでの注12、老企第36号第二の2(16)）	17
➢ **訪問介護計画を適切に作成すること。** ◇ サービスの具体的内容、所要時間、日程等必要事項を記載した訪問介護計画が作成されていない。 （都居宅条例第28条第１項、都居宅要領第三の一の３(20)①） ◇ 訪問介護計画の作成及び変更に当たって、アセスメントを実施していない。 （都居宅条例第28条第１項、都居宅要領第三の一の３(20)①）	10

➢ **業務継続計画の策定等必要な措置を講ずること。** ◇ 業務継続計画について、必要な研修や訓練を定期的に実施していない。 （都居宅条例第11条の２第２項） ◇ 業務継続計画が策定されていない。 （都居宅条例第11条の２第１項・第２項、都居宅要領第三の一の３（７））	5
➢ **その他** ◇ 感染症対策委員会その他の委員会を開催すること。 ◇ 変更届を適切に届け出ること。 ◇ 感染症が発生、まん延しないよう措置を講じること。　等	8
合計（延べ）	40

【根拠法令等】
＊厚告第19号
＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
＊老企第 36 号
＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
＊厚労告第95号
＝平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」
＊都居宅条例
＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都居宅要領
＝平成25年３月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

イ 訪問入浴介護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った 12 事業のうち、１事業に対して文書指摘を行い、1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **サービス提供体制強化加算の算定が不適正なので、是正すること。**	1
合計	1

ウ 通所介護事業

実地指導を行った92事業のうち、35事業に対して文書指摘を行い、延べ67事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ 介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。 ◇ ３月に１回以上、利用者の居宅を訪問した上で、当該利用者の居宅における生活状況をその都度確認している記録がなく、当該確認を行っていることが確認できなかったにもかかわらず、個別機能訓練加算を算定していた。 （厚告第19号別表の６のイからハまでの注13、厚労告第95号十六のイ（４）、老企第36号第２の７（13）） ◇ 保険給付の対象である入浴・清拭用のタオル類を利用者に持参させることとし、持参しなかった利用者からレンタルタオル代を徴収している。 （都居宅条例第104条第３項、都居宅規則第19条第５号、都居宅要領第三の六の３の（３）の②、老企第54号別紙（１）、22福保高施第2016号・22福保高介第1546号通知別紙２の第２の１の（１）のア） ◇ 指定通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が１００分の７０以上ではないにもかかわらず、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）を算定していた。 （厚告第19号別表の６の二の注の（１）、厚労告第95号二十三のイ（１）、老企第36号第２の７（26）（３の（12）④参照））	12
➢ 建物設備等の管理を適正に行うこと。 ◇ 静養室及び相談室について、届出と異なる使用状況となっている。 （都居宅条例第101条第１項） ◇ 指定時に相談室として申請していたスペースを、変更の届け出をしないまま事務室に変更し、相談室がない状況となっている。 （都居宅条例第101条第１項） ◇ 食堂兼機能訓練室にベッドを配置することにより、基準上必要な面積を確保できていない。 （都居宅条例第 101 条第１項、都居宅規則第 18 条第１項第１号）	10
➢ 人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。 ◇ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員を適正に配置していない。 （都居宅条例第99条第1項、都居宅規則第17条第1項、都居宅要領第三の六の１の(1)の③から⑦まで）	9

➢ **感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止対策を講じること。** ◇ 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会を開催していない。 ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対して感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施していない。 （都居宅条例第109条第２項、都居宅規則第19条の２、都居宅要領第三の六の３の（６）②）	6
➢ **その他** ◇ 指定に係る事項に変更があったにもかかわらず、その旨を都知事に届け出ていない。 ◇ 利用定員を超えて指定通所介護の提供を行った日がある。 ◇ 通所介護計画の作成に当たって、アセスメントを実施していない。　等	30
合計（延べ）	67

【根拠法令等】
＊厚告第19号
　＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
＊厚労告第95号
　＝平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」
＊老企第 36 号
　＝平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
＊老企第 54 号
　＝平成12年3月30日老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
＊都居宅条例
　＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都居宅規則
　＝平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊都居宅要領
　＝平成25年３月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」
＊22福保高施第2016号・22福保高介第1546号通知
　＝平成23年3月11日22福保高施第2016号・22福保高介第1546号通知「入居者等から支払を受けることができる利用料等について」

エ 短期入所生活介護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った181事業のうち、19事業に対して文書指摘を行い、延べ40事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。** ◇ 介護福祉士の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上を満たしていないにもかかわらず、サービス提供強化加算（Ⅰ）を算定している。 （厚告第19号別表８のチの注、厚告127号別表６のトの注） ◇ 看護体制加算（Ⅱ）を算定する場合に必要な数の看護職員を配置していないにもかかわらず、看護体制加算（Ⅱ）を算定していた。 （厚告第19号別表８の注11、厚労告第96号十二、老企第40号第２の２（１３）） ◇ 保険給付の対象である、入浴・清拭用のタオル類を利用者に持参させ、持参しなかった利用者からレンタルタオル代を徴収している。 （都居宅条例第154条第３項、都居宅規則第35条第１項第７号、都居宅要領第三の八の３の（４）の②のト、老企第54号別紙（２）、22福保高施第2016号・22福保高介第1546号通知別紙２の第３の１の（１）のア） ◇ 人員欠如減算に該当しているにもかかわらず、所定単位数を減算することなく算定していた。 （都居宅条例第147条第１項、都居宅規則第31条第１項、都予防条例第129条第１項、都予防規則第27条第１項、厚告第19号別表８の注１、老企40号第２の２（３）、厚労告第27号17のホ）	11
➢ **人員基準等を遵守した職員配置を行うこと。** ◇ 機能訓練指導員を適正に配置していない。 （都居宅条例147条第１項第５号、第159条、都居宅規則第31条第１項第５号、都居宅要領第三の八の１の（４）、第三の八の３の（９）） ◇　医師を適正に配置していない。 （都居宅条例147条第１項第１号、第160条、都居宅規則第31条第１項第１号、都居宅要領第三の八の３の（10）） ◇ 介護職員及び看護職員を適正に配置していない。 （都居宅条例第173条第１項、都居宅規則第40条第１項第１号、都予防条例第156条、都予防規則第36条第１項第１号）	8

➢ **設備管理を適正に行うこと。** ◇　届出上の静養室とは別に、食堂兼機能訓練室内に静養用のベッドを置いて、静養スペースとして使用している。 （都居宅条例第150条第３項、都予防条例第132条第３項） ◇　一部の火災報知設備が作動しない状態であるにもかかわらず長期間対応していない。 （都居宅条例第170条第5項4号、都居宅要領第三の八の４の（３）⑫（第三の六の２の（３）参照） ◇　ユニット内の個浴室を閉鎖し、倉庫などとして使用していたにもかかわらず、東京都に変更を届け出ていなかった。 （介護保険法第75条、介護保険法施行規則第121条第１項、第131条第１項）	6
➢ **防火管理者を選任し、関係機関への通報及び連携体制を整備すること。** ◇　消防法の規定により防火管理者を置くこととされている指定短期入所生活介護事業所であるにもかかわらず、防火管理者の選任をしておらず、また、避難訓練の実施を管轄の消防署へあらかじめ連絡していない等、関係機関への通報及び連携体制が整備されていない。 （都居宅条例第167条（第110条第１項準用）、都居宅要領第三の八の３の（18）（第三の六の３の（７）準用））	4
➢ **その他** ◇　苦情を受け付けていたにもかかわらず、苦情の受付、内容等を記録していることが確認できない。 ◇　重要事項が掲示されておらず、また、閲覧に供してもいない。 ◇　区市町村の事故報告基準等に基づく複数の事故事例について報告を行っていない。　等	11
合計（延べ）	40

【根拠法令等】
＊介護保険法
　＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
＊介護保険法施行規則
　＝平成11年３月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
＊厚告第19号
　＝平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
＊厚労告第96号
　＝平成27年３月23日厚生労働省告示第96号「厚生労働大臣が定める施設基準」
＊厚告第 127 号
　＝平成18年3月14日厚生労働省告示第127号「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
＊老企第 40 号
　＝平成12年3月８日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」
＊老企第 54 号

＝平成12年3月30日老企第54号「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」
＊都居宅条例
＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都予防条例
＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」
＊都居宅規則
＝平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊都予防規則
＝平成24年10月11日東京都規則第142号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」
＊都居宅要領
＝平成25年３月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」
＊22福保高施第2016号・22福保高介第1546号通知
＝平成23年3月11日22福保高施第2016号・22福保高介第1546号通知「入居者等から支払を受けることができる利用料等について」

オ　特定施設入居者生活介護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った197事業のうち、66事業に対して文書指摘を行い、延べ257事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。** ◇ 協力医療機関との間で当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を開催していないにもかかわらず、協力医療機関連携加算を算定していることが認められた。 （厚告第19号別表10注13、老企第40号第２の４（13））	49
➢ **事故報告を適切に行うこと。** ◇ 施設所在地の自治体及び保険者に事故報告を行っていない。 （都居宅条例第 236 条（第 39 条第 1 項準用）、都居宅要領第３の 10 の３（19）（第３の１の３（30）準用）	35
➢ **変更届を適切に届け出ること。** ◇ 更衣室を介護材料庫として、また、介護材料庫を更衣室として使用していたにもかかわらず、都知事へ変更の届け出を行っていなかった。 （介護保険法第75条第1項、介護保険法施行規則第131条第1項第10 号）	29

➢ **感染症の予防及びまん延の防止対策を講じること。** ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を実施したことが確認できなかった。 （都居宅条例第二百三十六条（第百九条第２項準用）、都予防条例第二百十七条（第百三十九条の二第２項準用）、都居宅要領第第三の十の３（13）②ハ）	23
➢ **その他** ◇ 協力医療機関の名称等を東京都知事に届け出たことが確認できなかった。 ◇ 業務継続計画に基づく定期的な研修を実施したことが確認できなかった。 等	121
合計（延べ）	257

【根拠法令等】
＊介護保険法
　＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
＊介護保険法施行規則
　＝平成11年３月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
＊都居宅条例
　＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都予防条例
　＝平成24年10月11日東京都条例第112号「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」
＊都居宅要領
　＝平成25年３月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」
＊厚告第19号
　＝平成12年2月10日厚告第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
＊老企第40号
　＝平成12年3月8日老企第40号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービスおよび特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

カ　福祉用具貸与事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った20事業のうち、11事業に対して文書指摘を行い、延べ30事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ 感染症の予防及びまん延防止のための措置を講じること。 ◇ 感染症対策委員会その他の委員会を開催していない。 （都居宅条例第259条第６項、都居宅規則第66条の２第１項第１号） ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。 （都居宅条例第259条第６項、都居宅規則第66条の２第１項第２号）	8
➢ 高齢者の虐待防止のための措置を講じること。 ◇ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を開催していない。 （都居宅条例第262条（第39条の２準用）、都居宅規則第67条（第４条の３第１項準用））	6
➢ 福祉用具専門相談員の配置員数が基準を満たしていないので、是正すること。 ◇ 福祉用具専門相談員の員数が、常勤換算方法で２以上を満たしていない。 （都居宅条例第249条第１項、都居宅規則第64条第１項、都居宅要領第三の十一の１の（１））	4
➢ その他 ◇ 利用者の家族から、個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ文書により得ていない。 ◇ 感染症発生時における業務継続計画を策定していない。 ◇ 委託等業務の実施状況について、定期的な確認を行わず、その結果等を記録していない。　等	12
合計（延べ）	30

【根拠法令等】
＊都居宅条例
＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都居宅規則
＝平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊都居宅要領
＝平成25年３月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

キ　特定福祉用具販売事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った20事業のうち、11事業に対して文書指摘を行い、延べ26事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **感染症の予防及びまん延防止のための措置を講じること。** ◇ 感染症対策委員会その他の委員会を開催していない。 （都居宅条例第275条（第32条第３項準用）、都居宅規則第72条（第４条の２第１項第１号準用）、都居宅要領第三の十二の３の（６）（第三の一の３の（23）の②参照）） ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。 （都居宅条例第275条（第32条第３項準用）、都居宅規則第72条（第４条の２第１項第２号準用）、都居宅要領第三の十二の３の（６）（第三の一の３の（23）の②参照））	8
➢ **高齢者の虐待防止のための措置を講じること。** ◇ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を開催していない。 （都居宅条例第275条（第39条の２準用）、都居宅規則第72条（第４条の３第１項準用））	6
➢ **利用者の家族の個人情報を用いる場合は、利用者の家族の同意をあらかじめ文書により得ること。** ◇ 個人情報を用いる場合の同意を利用者の家族から、あらかじめ文書により得ていない。 （都居宅条例第275条（第34条第３項準用）、都居宅要領第三の十二の３の（６）（第三の一の３の（25）の③参照））	4
➢ **福祉用具専門相談員の配置員数が基準を満たしていないので、是正すること。** ◇ 福祉用具専門相談員の員数が、常勤換算方法で２以上を満たしていない。 （都居宅条例第266条第１項、都居宅規則第70条第１項、都居宅要領第三の十二の１の（１）（第三の十一の１の（１）参照））	4
➢ **その他** ◇ 感染症発生時における業務継続計画を策定していない。 ◇ 同一の利用者において、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の双方の利用があるにもかかわらず、特定福祉用具販売計画を、福祉用具貸与計画 と一体のものとして作成していない。　等	4
合計（延べ）	26

【根拠法令等】
＊都居宅条例
　＝平成24年10月11日東京都条例第111号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都居宅規則
　＝平成24年10月11日東京都規則第141号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

＊都居宅要領
＝平成25年３月29日24福保高介第1882号「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

ク 居宅介護支援事業

実地指導を行った5事業のうち、3事業に対して文書指摘を行い、延べ6事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **介護報酬の算定等について、誤り（不備）があるので、是正すること。** ◇ 介護支援専門員が利用者の居宅を訪問の上、利用者に面接してモニタリングを行い、その結果を記録していることが確認できない事例において、運営基準減算をしないまま所定単位数を算定している。 （厚告第20号別表のイの注６、厚労告第95号八十二、老企第36号第三の６（２）①） ◇ 病院等の職員からの利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により２回以上受けているかどうか確認できない事例において、退院・退所加算（Ⅱ）イを算定している。 （厚告第 20 条別表のへの注、厚労告第 95 号八十五の二、老企第 36 号第三の 17） ◇ 居宅介護支援事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定居宅介護支援を行っているのにもかかわらず、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定していない。 （厚告第 20 条別表のイの注５、老企第 36 号第三の 10）	４
➢ **サービス担当者会議における担当者への照会内容について記録すること。** **少なくとも1月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接するとともに、モニタリングを行い、その結果を記録すること。**	２
合計（延べ）	６

【根拠法令等】
＊厚告第 20 号
＝平成 12 年２月 10 日厚生省告示第 20 号「指定居宅介護支援に要する費用の額算定に関する基準」
＊厚労告第 95 号
＝平成 27 年３月 23 日厚生労働省告示第 95 号「厚生労働大臣が定める基準」
＊老企第 36 号
＝平成 12 年３月１日老企第 36 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所 サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額 の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

（3） 介護報酬に係る返還金（在宅・福祉系）

前記の在宅サービス事業者（福祉系）に対して令和7年度に行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は、17,880,476円でした。

区分	件数（事業）	金額（円）
訪問介護事業	5	8,940,069
訪問入浴介護事業	1	243,056
通所介護事業	5	3,241,799
短期入所生活介護事業	4	192,214
特定施設入居者生活介護事業	17	5,233,584
居宅介護支援事業	3	29,754
計	35	17,880,476

※金額は令和８年６月末時点のものです。

（4） 運営状況等確認検査の実施

平成 25 年度から「指定居宅サービス事業者等の運営状況等確認検査」を実施しています。この検査は東京都が独自に実施するもので、書面による検査を実施しています。概ね6年に1回、定期的に実施することにより、事業所運営の問題点を早期に発見し、事業所の適正な運営を確保することを目的としています。

［実績］

令和７年度
901事業

5 介護保険在宅サービス事業(医療系)

在宅サービス事業（医療系）には、通院が困難な要介護者等に対して、看護師等が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行う「訪問看護」のほか、「通所リハビリテーション」、「訪問リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「居宅療養管理指導」の事業があります。

都はこれらの事業について、介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づき、実地指導及び集団指導を介護予防も含めて実施しています。

(1) 令和7年度　検査実施状況(介護予防を含む。)

ア 実地指導

介護保険在宅サービス事業(医療系)については、全体の2.8%に当たる298事業に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数(b)	うち文書指摘事業数	実施率 (b/a)
訪問看護事業	3,477	192	110	5.5%
通所リハビリテーション事業	496	50	12	10.1%
訪問リハビリテーション事業	428	12	4	2.8%
短期入所療養介護事業	858	40	9	4.7%
居宅療養管理指導事業	5,334	4	4	―
計	10,593	298	139	2.8%

※健康保険法により保険医療機関に指定された医療機関は、介護保険法に基づく医療系サービス（「訪問看護」「通所リハビリテーション」「訪問リハビリテーション」等）の事業者として指定されたものとみなされます。
また、介護保険法による開設許可をされた介護老人保健施設は、「通所リハビリテーション」「短期入所療養介護」の事業者として指定されたものとみなされます。
これらのみなされた事業所を「みなし指定事業所」といいます。
※上記の表において、
*訪問看護は、みなし指定事業所を含みません。
*通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション及び短期入所療養介護は、みなし指定事業所を含みます。
（ただし、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所については、給付実績が基準月において10件以上の事業所のみを含んでいます。）
*なお、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションの保険医療機関みなし指定事業所の範囲は、平成30年度から上記のとおり改めました。

イ 集団指導

介護保険在宅サービス事業（医療系）に対しては、指導検査業務システム及びホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式により実施しました。

参加事業者数	主な内容
3,804	・事業運営に関する留意事項 ・指定届、変更届の手続 ・介護報酬の請求事務

※動画を視聴し、指導検査業務システム等により受講確認アンケートに回答した事業者数。

（2） 主な指摘事項

ア 訪問看護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った 192 事業のうち、110 事業に対して文書指摘を行い、延べ 213 事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **事業の運営についての重要事項に関する規程を適正に定めること。** ◇ 運営規程において未規定項目がある、規定の内容が不適切である。　等 （都居宅条例第67条)、都居宅予防条例第67条）	46
➢ **運営規程の概要等、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること** ◇ 事業所において、運営規程、重要事項説明書及び料金表の掲示がなされていない、または容易に閲覧が可能な場所に備え付けられていない。 （都居宅条例第78条（第33条を準用）、都居宅予防条例第74条（第54条の3を準用））	30

➢ **感染症が発生し、又はまん延しないように、措置を講じること。** ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針が整備されていない。 ◇ 感染症対策委員会を開催していない。 ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していない。 （都居宅条例第78条（第32条第３項を準用）、都居宅予防条例第74条（第54条の２第3項を準用）	20
➢ **事業所の名称等の事項に更があったときは都知事に届け出ること。** ◇ 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内にその旨を届け出ていない。 （介護保険法第75条、介護保険法施行規則第131条、介護保険法第115条の５、介護保険法施行規則第140条の22）	18
➢ **虐待の発生及び再発を防止するための措置を講じること。** ◇ 虐待防止のための指針が整備されていない。 ◇ 虐待防止対策検討委員会を開催していない。 ◇ 虐待の防止のための研修が定期的に実施していない。 （都居宅条例第78条（第39条の２３項を準用）、都居宅予防条例第74条（第54条の9の2を準用）	12
➢ **その他** ◇ 保健師、看護師又は准看護師を常勤換算方法で 2.5 以上確保していない。 ◇ 通常の事業の実施地域内の居宅で行う指定訪問看護の交通費を徴求している。 ◇ 特別管理加算の算定について適正に行っていない。　等	87
合計（延べ）	213

【根拠法令等】
＊介護保険法
　＝平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」
＊介護保険法施行規則
　＝平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」
＊都居宅条例
　＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）
＊都居宅予防条例
　＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

イ 通所リハビリテーション事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った 50 事業のうち、12 事業に対して文書指摘を行い、延べ 19 事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ 重要事項の掲示を適切に行うこと。 ◇ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していない。 ◇ 重要事項をウェブサイトに掲示すること。 （都居宅条例第145条（第33条第１項及び第２項準用）、都居宅予防条例第123条（第54条の３第１項及び第２項準用）	８
➢ その他 ◇ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していない。 ◇ 事業の運営についての重要事項に関する規定と実態に相違がある。 ◇ 事業所の名称等の事項に変更があったときは都知事に届け出ること。 ◇ 通所リハビリテーション費の算定について適正に行われていない。 ◇ 短期集中リハビリテーション加算の算定について適正に行われていない。 等	11
合計（延べ）	19

【根拠法令等】
＊都居宅条例
　＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）
＊都居宅予防条例
　＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

ウ 訪問リハビリテーション事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った12事業のうち、４事業に対して文書指摘を行い、延べ４事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **運営規程の概要等、サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。** ◇ 事業所において、運営規程、重要事項説明書及び料金表の掲示がなされていない、または容易に閲覧が可能な場所に備え付けられていない。 （都居宅条例第88条（第33条を準用）、都居宅予防条例第84条（第54条の3を準用））	4
合計（延べ）	4

【根拠法令等】
＊都居宅条例
＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）
＊都居宅予防条例
＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

エ　短期入所療養介護事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った 40 事業のうち、9 事業に対して文書指摘を行い、延べ 15 事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **重要事項の掲示を適切に行うこと。** ◇ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所リハビリテーション従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ◇ 重要事項をウェブサイトに掲載すること。 （都居宅条例第203条（第33条第１項及び第２項準用）） （都居宅予防条例第181条（第54条の3第１項及び第２項準用））	6
➢ **身体的拘束等の適正化を図ること。** ◇ 身体的拘束適正化委員会を定期的に開催していない。 ◇ 身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催していない。 （都居宅条例第194条第５項） （都居宅予防条例第178条第３項）	4

➢ **その他** ◇ 個別リハビリテーション実施加算の算定について適正に行われていない。 ◇ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していない。　等	5
合計（延べ）	15

【根拠法令等】
＊都居宅条例
＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）
＊都居宅予防条例
＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）

オ　居宅療養管理指導事業（介護予防を含む。）

実地指導を行った４事業のうち、４事業に対して文書指摘を行い、延べ４事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **介護支援専門員への情報提供を適切に行うこと。** ◇ 介護支援専門員への情報提供を月末にまとめて報告しており、毎回その都度報告をしていない。 （都居宅条例第95条第２項第６号及び第７号、都居宅予防条例第95条第２項第６号及び第７号、老企第36号第２の６）	4
合計（延べ）	4

【根拠法令等】
＊都居宅条例
＝東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）
＊都居宅予防条例
＝東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号）
＊老企第 36 号
＝平成 12 年３月１日老企第 36 号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

（3） 介護報酬に係る返還金（在宅・医療系）

前記の介護保険在宅サービス事業者（医療系）に対して令和７年度に行った実地指導により判明し、返還請求指示を行った介護報酬額は4,242,410円でした。

区分	件数（事業）	金額（円）
訪問看護事業	11	4,242,410
計	11	4,242,410

※金額は令和８年６月末時点のもの

６ 障害者支援施設等

障害者支援施設は、夜間における入浴、排せつ等の介護を行う施設入所支援サービスのほか、日中活動を支援するためのサービスを行っています。

その他、日中活動を支援するためのサービスとして生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援等を行う事業所もあります。

これらの障害者支援施設等に対する実地指導権限は、都と区市町村とにあります。都は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童福祉施設のうち、障害児入所施設については、児童福祉法第24条の15の規定に基づいて実地指導を実施しています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

ア 実地指導

障害者支援施設等及び障害児入所施設については、全体の2.0%に当たる48事業に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数(a)	実地指導数(b)	うち文書指摘事業数	実施率(b/a)
障害者支援施設等	2,376	45	23	1.9%
障害児入所施設	18	3	2	16.7%
計	2,394	48	25	2.0%

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

参加事業数	主な内容
2,223	・実地指導で見受けられる事例 ・虐待防止、人権擁護 ・事業運営に関する留意事項 ・障害者施策の動向等

※下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。
生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、施設入所支援、療養介護及び障害児入所施設
（令和７年 10 月１日までに指定された全事業所）

（2） 主な指摘事項

ア 障害者支援施設等

実地指導を行った45事業のうち、23事業に対して文書指摘を行い、延べ86事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のため、必要な措置を講じていないので是正すること。** ◇ 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催していない。 ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない。 （都条例第155号第188条（第90条第2項準用）、都規則第175号第4条の2）	12
➢ **業務管理体制の整備に関する事項の変更を届け出ていないので是正すること。** ◇ 代表者及び法令を遵守するための責任者の変更を届け出ていない。 ◇ 業務管理体制の整備に関する事項の届け出を行っていない。 （支援法第51条の２、支援法施行規則第34条の28）	7
➢ **事故発生時に行政へ連絡がされていないので是正すること。** ◇ 利用者に対する障害福祉サービスの提供により発生した事故について行政に報告していない。 （都条例第155号第188条（第40条第１項準用）、施設・事業所における事故防止体制の整備の徹底について、都条例第136号第56条第１項）	7
➢ **障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行っていないので是正すること。** ◇ 虐待防止に関するチェックリストを実施していない。 ◇ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催していない。 ◇ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していない等、必要な措置を講じていない。 （虐待防止法第15条、都条例第155号第３条第3項、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について、障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き）	6

➢ **身体的拘束等の適正化を図るため、必要な体制の整備を講じていない又は講じているが不十分なので是正すること。** ◇ 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない。 ◇ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない。 （都条例第136号第50条第３項、都条例第155号第108条（第35条第2準用）、都規則173号第9条、都規則175号第4条の３）	6
➢ **その他** ◇ サービス提供の記録について利用者等から確認を得ていないので是正すること。 ◇ 届け出た事項について変更があった場合等、10日以内にその旨を届け出ていないので届け出ること。 ◇ 作成した個別支援計画を、利用者又は当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付していないので是正すること。	48
合計（延べ）	86

【根拠法令等】
＊都条例第155号
　＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都規則第175号
　＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊支援法
　＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
＊支援法施行規則
　＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」
＊施設・事業所における事故防止体制の整備の徹底について
　＝令和7年4月24日付７福祉障施第221号「施設・事業所における事故防止体制の整備の徹底について（通知）」
＊虐待防止法
　＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
＊施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
　＝令和7年4月24日７福祉障施第222号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」
＊障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き
　＝令和６年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
＊都条例第136号
　＝平成24年12月13日東京都条例第136号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都規則第173号
　＝平成24年12月21日東京都規則第173号「東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

イ 障害児入所施設

実地指導を行った3事業のうち、２事業に対して文書指摘を行い、延べ3事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **業務管理体制の整備に関する事項の変更を届け出ていないので是正すること。**	1
➢ **サービス提供の記録について利用者等から確認を得ていないので是正すること。**	1
➢ **契約書またはこれに準ずる書類（請書等）を作成していないので是正すること。**	1
合計（延べ）	3

（3） 給付費に係る返還金

前記の障害者支援施設に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、295,973円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害者支援施設等	1	295,973

※金額は令和８年6月末時点のものです。

7　障害福祉在宅サービス事業等
（障害福祉在宅サービス事業、障害児通所支援事業）

障害者総合支援法に基づく在宅サービスには、日常生活を営むことに支障がある在宅の障害者が生活全般の介護、家事等の支援を受ける居宅介護のほか、共同生活援助（グループホーム）などがあります。

これら障害福祉サービス事業に対する実地指導権限は、都と区市町村にあります。都は障害者総合支援法第11条第2項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

また、児童発達支援や放課後等デイサービス等の障害児通所支援事業については、児童福祉法第57条の3の3第4項の規定に基づいて実地指導を実施しています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

ア 実地指導

障害福祉在宅サービス事業等については、全体の1.3%に当たる117事業に対して実地指導を行いました。

（単位：事業）

種別	対象数 (a)	実地指導数 (b)	うち文書指摘事業数	実施率 (b/a)
障害福祉在宅サービス事業	7,551	65	38	0.9%
障害児通所支援事業	1,567	52	40	3.3%
計	9,118	117	78	1.3%

イ 集団指導

ホームページに動画と資料を掲載する、オンライン形式で実施しました。

種別	参加事業数	主な内容
障害福祉在宅サービス事業	5,407	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・事業指定後の手続 ・虐待防止、人権擁護
障害児通所支援事業	1,467	・実地指導における主な指摘事項 ・事業運営に関する留意事項 ・虐待防止、人権擁護

※下記の事業に対して集団指導を（オンラインにて）行いました。
①共同生活援助、短期入所及び自立生活援助
（令和７年 10 月１日までに指定された全事業所）
②居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護
（令和７年 10 月１日までに指定された全事業所）
③児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援及び児童発達支援センター
（令和７年 10 月１日までに指定された全事業所）

（2） 主な指摘事項

ア 障害福祉在宅サービス事業

実地指導を行った65事業のうち、38事業に対して文書指摘を行い、延べ111事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **法及び法施行規則で定める事項の変更を届け出ていないので是正すること。** ◇ 平面図の変更を届け出ていない。 ◇ 法人代表者及び管理者の変更を届け出ていない。 ◇ 運営規定及び協力医療機関の名称の変更を届け出ていない。 （支援法第46条第１項、支援法施行規則第34条の７、第34の23第１項、第34の28）	17
➢ **障害者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行っていないので是正すること。** ◇ 虐待防止に関するチェックリストを実施していない。 ◇ 虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催していない。 ◇ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していない等、必要な措置を講じていない。 （虐待防止法第 15 条、都条例第 155 号第３条第３項、都規則第 175 号第４条の４、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について、障害者虐待の防止と対応の手引き）	11
➢ **業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。** ◇ 業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。 （支援法第51条の2、支援法施行規則第34条の27及び第34条の28）	10
➢ **業務管理体制の整備に関する事項の変更を届け出ていないので是正すること。** ◇ 代表者及び法令を遵守するための責任者の変更を届け出ていない。 ◇ 業務管理体制の整備に関する事項の届け出を行っていない。 （支援法第51条の２、支援法施行規則第34条の28）	7

➢ **感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のため、必要な措置を講じていないので是正すること。** ◇ 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催していない。 ◇ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していない。 ◇ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに訓練を定期的に実施していない。 （都条例第155号第188条（第90条第2項準用）、都規則第175号第4条の2）	7
➢ **その他** ◇ 従業者の日々の勤務体制や兼務状況等について明確にすること。 ◇ 適切な支援体制の確保が不十分なので是正すること。 ◇ 指定特定相談支援事業者に共同生活援助計画を交付していないので是正すること。	59
合計（延べ）	111

【根拠法令等】
＊都条例第155号
＝平成24年12月13日東京都条例第155号「東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊都規則第175号
＝平成24年12月21日東京都規則第175号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊虐待防止法
＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
＊障害者虐待の防止と対応の手引き
＝令和６年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」
＊施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
＝令和7年4月24日７福祉障施第222号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について(通知)」
＊支援法
＝平成17年11月7日法律第123号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
＊支援法施行規則
＝平成18年9月29日厚生労働省告示第523号「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

イ 障害児通所支援事業

実地指導を行った52事業のうち、40事業に対して文書指摘を行い、延べ110事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事業数
➢ **業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていないので是正すること。** ◇ 法令遵守責任者を選任しておらず、業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていない。 （児福法第21条の5の26第１項及び第2項、児福法施行規則第18条の37、第18条の38第1号）	20
➢ **障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備等を行っていないので是正すること。** ◇ 虐待防止チェックリストを実施していない。 ◇ 虐待防止マニュアルを作成していない。 ◇ 虐待防止啓発掲示物及び虐待通報先の掲示がされていない。 （虐待防止法第15条、都条例139号第３条第４項、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について）	11
➢ **人員に関する基準を満たしていないので是正すること。** ◇ 虐待防止マニュアルを作成していない。 ◇ 虐待防止啓発掲示物及び虐待通報先の掲示を行っていない。 （虐待防止法第15条、都条例139号第３条第４項、障害者虐待の防止と対応の手引き、施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について）	7
➢ **児童発達支援及び放課後等デイサービス計画を指定障害児相談支援を提供する者に対し、交付していないので交付すること。** ◇ 児童発達支援及び放課後等デイサービス計画を指定障害児相談支援を提供する者に対し、交付していなかった。 （都条例第 139 号第 12 条の第６項及び 76 条（第 12 条６項準用）））	6
➢ **児童の所在確認が適切に行われていないので是正すること。** ◇ 送迎時等における児童の所在確認に関するマニュアルの整備やチェックシート等による確認が適切に行われていない。 （都条例第 139 号第 51 条の３及び第 76 条）	4

➢ **その他** ◇ 身体的拘束等の適正化を図るため、必要な体制の整備を講じていない又は講じているが不十分なので是正すること。 ◇ 法及び法施行規則で定める事項の変更を届け出ていないので是正すること。 ◇ 障害児通所給付費の額に係る通知をしていないので通知すること。	62
合計（延べ）	110

【根拠法令等】
＊虐待防止法
　＝平成23年6月24日法律第79号「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」
＊児福法
　＝昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
＊児福法施行規則
　＝昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
＊障害者虐待の防止と対応の手引き
　＝令和６年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」、こども家庭庁支援局障害児支援課
＊都条例第139号
　＝平成24年12月13日東京都条例第139号「東京都指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例」
＊施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について
　＝令和7年4月24日７福祉障施第222号「施設・事業所における虐待防止体制の整備の徹底について（通知）」

（3） 給付費に係る返還金

前記の障害福祉在宅サービス事業等に対して行った実地指導において判明し、返還請求指示を行った給付額は、3,478,926円でした。

区分	件数（施設）	金額（円）
障害福祉在宅サービス事業	4	3,220,003
障害児通所支援事業	3	258,923
計	7	3,478,926

※金額は令和８年6月末時点のものです。

8 保護施設
（救護施設、更生施設、宿所提供施設）

保護施設には、救護施設、更生施設及び宿所提供施設があります。

保護施設に対する指導検査は、生活保護法第44条第1項の規定に基づき、関係法令及び通知による指導事項について検査を行うとともに、運営全般について助言、指導を行うことによって、適正な事業及び施設の運営並びに施設利用者に対する支援の向上を図ることを目的として、27施設を対象に実施しています。

救護施設は、身体上又は精神上に著しい障害があるため、自分一人では生活することが困難な要保護者を入所させて保護する施設で、都内に8施設あります。

更生施設は、身体上又は精神上の理由により、養護及び生活指導を必要とする要保護者で、近い将来社会復帰できる見込みのある人を入所させて保護する施設で、都内に10施設あります。

宿所提供施設は、住宅のない要保護者の世帯に対して、住宅を提供するための施設で、都内に9施設あります。

（1） 令和7年度　検査実施状況

保護施設については、全体の59.3%に当たる16施設に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数(a)	実地検査数(b)	うち文書指摘施設数	実施率(b/a)
保護施設	27	16	8	59.3%

（2） 主な指摘事項

実地検査を行った16施設のうち、8施設に対して文書指摘を行い、延べ25事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **感染症対策及び衛生管理等に関する研修を定期的に年2回以上実施すること。** ◇　職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施しなければならないが、実施されていなかった。 （都規則第５条第１項第３号、都施行要領第４の３（４）ウ）	4

➢ **感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。**	
◇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しなければならないが、整備されていなかった。 （都規則第５条第１項第２号、都施行要領第４の３（４）イ）	３
➢ **感染症対策委員会を設置すること。**	
◇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分に周知しなければならないが、感染症対策委員会が設置されていなかった。 （都規則第５条第１項第１号、都施行要領第４の３（４）ア）	３
➢ **業務継続計画に係る研修を新規採用時には別に実施すること。**	２
➢ **感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を新規採用時に実施すること。**	２
➢ **その他**	
◇感染症対策委員会を３月に１回以上定期的に開催すること。 ◇感染症発生時の対応訓練を定期的に年2回以上実施すること。 ◇職員に対し、業務継続計画について周知すること。 ◇業務継続計画に係る研修を年２回以上定期的に実施すること。 ◇業務継続計画に基づいた支援の演習等の訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に実施すること。　等	１１
合計（延べ）	２５

【根拠法令等】
＊都規則
　＝平成 24 年 10 月 11 日東京都規則第 136 号「東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊都施行要領
　＝平成 25 年１月 21 日 24 福保生保第 875 号「東京都保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例施行要領」

９ 指定医療機関（生活保護法等）

生活保護法に基づく指定医療機関は、生活保護法による医療扶助のための医療を担当する医療機関です。
この指定医療機関に対する指導は、生活保護法第50条第2項に基づいて実施しています。

指導の目的は、被保護者に対する援助の充実と自立の助長に資するため、法による医療の給付が適正に行われるよう制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることにあります。

指導形態は、一般指導と個別指導の2種類です。一般指導は、制度の周知徹底を図るため、診療所を対象に講習会形式により実施しています。
また、個別指導は、指導の対象となる指定医療機関を訪問して、個別に面接懇談方式により行っています。

指定医療機関のうち精神科を標榜する医療機関については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第63条に基づく自立支援医療（精神通院医療）の指導を併せて行っています。また、戦傷病者特別援護法の指定医療機関についても、同法第13条に基づき指導を行うこととしています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

ア 個別指導

（単位：医療機関数）

種別	対象数 (a)	個別指導数 (b)	指摘数	実施率 (b/a)
指定医療機関（生活保護法）	24,601	60	59	0.2%
指定自立支援医療機関	2,271	10	10	0.4%
指定医療機関（戦傷病者特別援護法）	9	―	―	0.0%
計	26,881	70	69	0.3%

イ 一般指導

（単位：医療機関数）

種別	参加数	主な内容
診療所	（医科） 1,252 （歯科） 539 （薬局） 1,055	・生活保護法の医療扶助における留意事項 ・医療扶助に関する事務の取扱い ・診療報酬請求上の留意事項

※オンライン形式（動画配信方式）により行いました。

（2） 主な指摘事項

ア 医科

指摘の具体事項例	指摘数※
➢ **診療関係記録の記載について** ◇ 呼吸心拍監視において、観察した呼吸曲線、心電曲線、心拍数のそれぞれの観察結果の要点を診療録に記載すること。 ◇ 在宅自己注射指導管理料において、当該在宅療養を指示した根拠、指示事項（方法、注意点、緊急時の措置を含む。）、指導内容の要点を診療録に記載すること。 ◇ 悪性腫瘍特異物質治療管理料において、腫瘍マーカー検査の結果及び治療計画の要点を診療録に添付又は記載すること。 ◇ 特定薬剤治療管理料１において、薬剤の血中濃度、治療計画の要点を診療録に添付又は記載すること。 ◇ 在宅患者訪問診療料（Ⅰ）において、診療時間（開始時刻及び終了時刻）及び診療場所について、診療録に記載すること。 ◇ 特定疾患療養管理料において、管理内容の要点を診療録に記載すること。 （厚労告第59号、保医発0305第4号）	317
➢ **診療報酬の請求について** ◇ 算定要件を満たさない呼吸心拍監視の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない在宅自己注射指導管理料の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない悪性腫瘍特異物質治療管理料の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない在宅患者訪問診療料（Ⅰ）の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない特定薬剤治療管理料の請求が見られた。 ◇ 算定要件を満たさない特定疾患療養管理料の請求が見られた。 （厚労告第59号、保医発0305第4号）	200
➢ **その他** ◇ 医療要否意見書を速やかに提出すること。（医療扶助の取扱い） ◇ 患者への夕食の提供については午後6時以降に配膳すること。（食事療養の状況について） （社発第727号、保医発0305第17号）	58
合計（延べ）	575

※指摘数は、文書指摘のほか、口頭指摘も含む。

イ 歯科

指摘の具体事項例	指摘数※
➢ **診療報酬の請求について** ◇ SRP（スケーリング・ルートプレーニング）の請求誤りが見られた。 ◇ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料の請求誤りが見られた。 ◇ 歯科訪問診療料の請求誤りが見られた。 ◇ SC（スケーリング）の請求誤りが見られた。 ◇ 歯周病重症化予防治療の請求誤りが見られた。 ◇ 印象採得の請求誤りが見られた。 （厚労告第59号、保医発0305第4号）	39
➢ **診療関係記録の記載について** ◇ 歯科訪問診療料に係る、診療録に記載すべき計画の要点について、記載をすること。 ◇ 患者の症状・所見に応じて妥当適切に行われていない。 ◇ 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に係る診療録に記載すべき計画の要点について記載すること。 ◇ エナメル質初期う蝕管理料に係る診療録に記載すべき計画の要点について記載すること。 （厚労告第59号、保医発0305第4号）	20
合計（延べ）	59

※指摘数は、文書指摘のほか、口頭指摘も含む。

【根拠法令等】
＊厚労告第59号
　＝平成20年3月5日厚生労働省告示第59号「診療報酬の算定方法」
＊保医発0305第4号
　＝令和6年3月5日保医発0305第4号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」
＊社発第727号
　＝昭和36年9月30日社発第727号「生活保護法による医療扶助運営要領について」
＊保医発0305第17号
　＝令和8年3月5日保医発0305第17号「入院時食事療養及び入院時生活療養の食事の提供たる療養の基準等に係る届出に関する手続きの取扱いについて」

（3） 指定医療機関に係る返還金

個別指導等を実施した結果、令和7年度に指定医療機関へ過誤調整した額は、4,457,020円でした。

区分	件数（医療機関数）	金額（円）
医科	54	3,863,950
歯科	4	593,070
計	58	4,457,020

１０ 児童福祉施設等（保育所･保育施設を除く。）
（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）

児童福祉施設等（保育所・保育施設を除く。）については、児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームに対して指導検査を行っています。

指導検査は、児童福祉法の趣旨を踏まえ、児童が「適切に養育され」「その生活を保障され」「愛され、保護され」「その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られる」ために、児童福祉施設等に対し、運営管理、利用者支援及び会計経理の面から実施しています。

児童養護施設は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、養護し、併せてその自立を支援すること等を目的とした施設です。
児童養護施設の48か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図ることを目的とした施設です。
児童自立支援施設の2か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

乳児院は、保護者のいない場合及び保護者による養育が困難又は不適当な場合に、乳幼児を入所させて、養育する施設です。
乳児院の7か所を対象に、児童福祉法第46条の規定に基づいて指導検査を実施しています。

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を保護するとともに、自立の促進のために生活を支援する施設です。
母子生活支援施設の19か所を対象に、児童福祉法第46条に基づき指導検査を実施しています。

自立援助ホームは、中学卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設です。
自立援助ホームの19か所を対象に、児童福祉法第34条の5に基づき指導検査を実施しています。
ファミリーホームは、一定の要件を備えた養育者の住居において、５人または６人の保護を必要とする子供を、子供同士の相互作用を活かしつつ、家庭的な環境のもとで養育します。
ファミリーホームの19か所を対象に、児童福祉法第34条の５に基づき指導検査を実施しています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

児童福祉施設等については、全体の60.5%に当たる69施設に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率 (b/a)
児童養護施設	48	45	9	93.8%
児童自立支援施設	2	2	1	100.0%
乳児院	7	7	1	100.0%
母子生活支援施設	19	2	1	10.5%
自立援助ホーム	19	6	2	31.6%
ファミリーホーム	19	7	―	36.8%
計	114	69	14	60.5%

※対象施設について、八王子市に所在する施設（母子生活支援施設を除く。）を含み、児童相談所設置市に所在する施設は含みません。

（2） 主な指摘事項

ア 児童養護施設

実地検査を行った45施設のうち、9施設に対して文書指摘を行い、延べ9事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。** ◇ 児童養護施設は、非常災害に対応する具体的計画に基づき、不断の注意と訓練をするように努め、避難訓練及び消火訓練については月１回以上実施しなければならないが、避難訓練等を実施していない月があった。 （都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）	4

➢ **資金移動を適正に行うこと。** ◇ 法人本部の事務費のうち「社会福祉法人会計基準」に定める資金収支計算書の「人件費支出」及び「事務費支出」の経費を超えた額を、法人本部に繰り入れている。 （0312001号、0312002号）	3
➢ **その他** ◇ 職員配置基準を充たしていない。 ◇ 調理従事者の検便を適切に実施していない。	2
合計（延べ）	9

【根拠法令等】
＊都条例第43号
＝昭和24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
＊都規則第47号
＝昭和24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊0312001号
＝平成16年3月12日雇児発第0312001号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」
＊0312002号
＝平成16年３月12日雇児福発第0312002号「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」

イ 児童自立支援施設

実地検査を行った２施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、延べ1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **安全計画を策定すること。**	1
合計（延べ）	1

ウ 乳児院

実地検査を行った7施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、延べ1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **職員配置基準を充たしていない。**	1
合計（延べ）	1

エ　母子生活支援施設

実地検査を行った2施設のうち、1施設に対して文書指摘を行い、延べ1事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。**	1
合計（延べ）	1

オ　自立援助ホーム

実地検査を行った6施設のうち、２施設に対して文書指摘を行い、延べ4事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **防災訓練（避難・消火・地震等）を適切に実施すること。**	2
➢ **その他** ◇　健康診断の未受診者がいる。 ◇　現金保有額が経理規程に定めた金額を超えている。	2
合計（延べ）	4

カ　ファミリーホーム

実地検査を行った７施設で文書指摘はありませんでした。

11 保育所･保育施設等

児童福祉法に基づく保育所・保育施設には、「認可保育所」と「認可外保育施設」があります。

「認可保育所」は、児童福祉法に基づく児童福祉施設で、国が定めた設置基準を満たした施設として、児童福祉法第35条に基づき知事が認可した保育施設です。

一方、「認可外保育施設」は、児童福祉法第39条の保育所の定義に規定する業務を目的とする施設ですが、同法第35条による知事の認可及び同法第34条の15による区市町村長の認可を受けていない保育施設です。

東京都認証保育所は認可外保育施設ですが、都が独自に認証基準を設けています。また、認証保育所以外の認可外保育施設には、ベビーホテル、家庭的保育事業、事業所内保育施設、院内保育施設、その他の施設及び居宅訪問型保育事業があります。

保育施設に対する指導監督は、認可保育所については児童福祉法第46条に基づき、また認可外保育施設については児童福祉法第59条に基づき実施しています。

指導監査部では、認可保育所の2,324施設（島しょに設置されている施設については、各支庁が指導検査を行っています。）、東京都認証保育所の396施設及び認可外保育施設の752施設（家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く）を対象に指導検査を行っています。なお、認可外保育施設のうち居宅訪問型保育事業は法人が実施するものと個人が実施するものがあり、法人については法人事業所に対する立入調査、個人については集団指導を行っています。

また、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「こども園法」という。）に基づく認定こども園は、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たす仕組みとして創設され、「幼保連携型認定こども園」、「幼稚園型認定こども園」、「保育所型認定こども園」、「地方裁量型認定こども園」があります。

指導監査部では、幼稚園型認定こども園以外の認定こども園を対象として指導検査を実施しています。保育所型認定こども園は認可保育所として、地方裁量型認定こども園は東京都認証保育所として児童福祉法等に基づき実施しており、幼保連携型認定こども園の31施設についてはこども園法第19条に基づき実施しています。

○ 認可保育所及び幼保連携型認定こども園

指導検査では、職員の確保・処遇、非常災害対策などの運営管理、児童の権利擁護、健康安全対策などの（教育）保育内容、適切な計算書類の作成、会計帳簿の整備などの会計経理が、それぞれ基準に沿って適正に行われているかを確認し、指導を行っています。

また、平成27年4月の子ども・子育て支援法施行により、認可保育所等が施設型給付（委託費）を受ける場合には、区市町村から「特定教育・保育施設」としての確認を受けることになり、区市町村には同法第14条に基づき、特定教育・保育施設である認可保育所等に対する指導検査権限が付与されました。指導検査にあたっては、区市町村と合同で実施する等、連携した取組を進めています。

○ 東京都認証保育所

東京都認証保育所（以下「認証保育所」という。）は、大都市における多様な保育ニーズに柔軟に対応するため、東京都が独自の基準を設定し、認証する保育所です。平成13年5月に創始され、以下のような特色を持っています。

- 区市町村の設置計画に基づき、区市町村の推薦を受け、「東京都認証保育所事業実施要綱」で定める要件を満たした保育所について、東京都が認証する。
- 開所後は区市町村とともに指導する。
- 全施設において、0歳児保育（ただし、1歳児の定員を設定する施設においては、区市町村が認める場合に限り、0歳児の定員を設定しないことができる。）及び13時間以上の開所とする。
- 利用者と保育所が直接利用契約を結ぶ。
- 保育料は、設置者が自由に設定する。ただし、月220時間以下の利用の場合には上限を定めている。

認証保育所に対する指導監督は、「東京都認証保育所事業実施要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

○ 認可外保育施設

認可外保育施設に対する指導監督は、東京都の「認可外保育施設に対する指導監督要綱」に定める「指導監督基準」により実施しています。

なお、令和元年10月に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行により、幼児教育・保育の無償化が実施されたことに伴い、認可外保育施設を含む「特定子ども・子育て支援施設等」に対し、区市町村には、子ども・子育て支援法第30条の3で準用する同法第14条に基づき、指導検査を行う権限が付与されています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

保育所・保育施設等については、全体の20.6％に当たる720施設に対して実地検査を行いました。

ア 実地検査

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち文書指摘施設数	実施率 (b/a)
認可保育所	2,324	227	95	9.8%
認証保育所	396	109	53	27.5%
認可外保育施設	752	379	116	50.4%
幼保連携型認定こども園	31	5	4	16.1%
計	3,503	720	268	20.6%

※対象数について、認可保育所は、中核市、児童相談所設置市及び島しょ部に所在する施設は含みません。
また、認可外保育施設及び幼保連携型認定こども園は、中核市及び児童相談所設置市に所在する施設は含みません。
対象数及び実施施設について、認可外保育施設では、令和7年4月2日以降に届出された施設で、立入調査を実施した５施設を含みます。
上記のほか、認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(法人)について、法人事業所に対して立入調査を行っています（対象数141、立入調査数12、文書指摘事業所数9、実施率8.5%）。

イ 集団指導（居宅訪問型保育事業）

認可外保育施設の居宅訪問型保育事業(個人)に対して、集団指導を行いました。実施方法は、①ホームページに掲載した動画の視聴及び資料の確認、②効果測定として、システム上で質問への回答と関係資料の提出、③都から送付する結果通知に指摘事項があった場合は、改善状況報告を提出、という流れになっています。

開催時の対象数1,655事業者に対し、563事業者が参加（実施率34.0%）しました。

種別	参加事業者数	主な内容
居宅訪問型保育事業(個人)	563	・居宅訪問型保育事業制度の概要（必須） ・居宅訪問型保育事業の指導監督基準の解説（必須） ・保育所での事故を防ぐために（必須） ・保育所における防火対策について（任意） ・保育所における交通安全対策について（任意）

※参加事業者数は、効果測定を行った事業者数。

（2） 主な指摘事項

ア 認可保育所

実地検査を行った227施設のうち、95施設に対して文書指摘を行い、延べ165事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **避難・消火訓練を毎月実施すること。** ◇ 避難及び消火に関する訓練を少なくとも毎月1回は行わなければならないが、実施していない月がある。 （都条例第43号第20条第2項、都規則第47号第5条）	18
➢ **他のサービス区分・拠点区分・事業区分への貸付は年度内に補填すること。** ◇ 運営費等の同一法人内における各施設拠点区分、本部拠点区分又は収益事業等の事業区分への資金の貸付については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるが、令和〇年度末において貸付が年度内に補填されていない。 （経理等通知４(2)、経理等運用通知問14及び問15）	18
➢ **調理従事者・調乳担当者の検便を適切に行うこと。** ◇ 調理従事者及び調乳担当者について、雇入れ時、配置換え時及び月に1回以上の検便を実施し、検査結果を確認した上で調理・調乳業務に従事させなければならないが、検便の検査結果が判明する前に調理業務に従事させている。 （都条例第43号第14条第3項、9福子推第1047号第2-7(3)、社援施第65号、雇児総発第36号、労働安全衛生規則第47条、社援施第97号、児発第470号）	17
➢ **保育士を適正に配置すること。** ◇ 開所時間中に配置される保育士の数は、２人を下回ってはならないが、〇月〇日午前〇時から午前〇時までの間、常勤保育士１名と保育従事者（無資格）１名の配置であった。 （都条例第43号第43条、都規則第47号第16条、9福子推第1047号第2-4(1)）	14

➢ **事故報告を行うこと。** ◇ 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合には、区市町村の主管部署に対し、事案の概要及び発生状況、対応等を迅速に報告しなければならないが、区市町村への報告を行っていなかった。 （こ成安第44号、6福祉子保第5649号）	10
➢ **その他** ◇ 調理業務委託が適正でないので、是正すること。 ◇ 保育所拠点区分以外への経費の支出があるので是正すること。等	88
合計	165

【根拠法令等】
＊都条例第43号
　＝平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
＊都規則第47号
　＝平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
＊経理等通知
　＝平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
＊経理等運用通知
　＝平成27年9月3日府子本第256号、雇児保発0903第2号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」
＊9福子推第1047号
　＝平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
＊社援施第65号
　＝平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」
＊雇児総発第36号
　＝平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
＊労働安全衛生規則
　＝昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
＊社援施第97号
　＝平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について
＊児発第470号
　＝昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
＊こ成安第44号
　＝令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」
＊6福祉子保第5649号
　＝令和7年3月31日6福祉子保5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」

イ 東京都認証保育所

立入調査を行った109施設のうち53施設に対して文書指摘を行い、延べ83事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **救命救急訓練を実施すること。** ◇ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、救命救急訓練を実施しなければならないが、実施していない。 （12福子推第1157号運営管理7(5)）	17
➢ **避難・消火訓練を毎月実施すること。** ◇ 避難及び消火訓練を毎月1回以上実施しなければならないが、実施していない月がある。 （12福子推第1157号運営管理7(5)）	17
➢ **施設長が他の業務を兼務しているので、是正すること。** ◇ 施設長は、他の業務を兼務してはならないが、施設長が保育業務に従事している日が複数日ある。 （12福子推第1157号運営管理4(1)）	8
➢ **カーテン、絨毯等が防炎性能を有していないので、是正すること。** ◇ 認証保育所で使用するカーテン、絨毯等は、防炎性能を有していなければならないが、防炎性能を有していない。 （12福子推第1157号運営管理7(2)）	8
➢ **その他** ◇ 調理従事者又は調乳担当者の検便を適切に行っていないので、是正すること。 ◇ 常勤有資格者が配置されていない時間帯があるので、是正すること。 ◇ 在籍児に見合う基準面積が不足しているので、是正すること。	33
合計	83

【根拠法令等】

＊12福子推第1157号

＝平成13年5月7日12福子推第1157号「東京都認証保育所事業実施要綱」16及び18により定める「東京都認証保育所指導監督基準」

ウ 認可外保育施設

立入調査を行った379施設のうち、116施設に対して文書指摘を行い、延べ240事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **入所児童の避難に有効な非常口が1か所のみなので是正すること。** ◇ 火災等非常時に入所児童の避難に有効な位置に、非常口を２か所２方向で適切に設置しなければならないが、入所児童の避難に有効な非常口が１か所のみであった。 （56福児母第990号3(1)）	24
➢ **緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていないので是正すること。** ◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を定期的に実施しなければならないが、関係機関への緊急通報訓練が実施されていない。 （56福児母第990号7(8)）	20
➢ **乳幼児の避難に適した設備等が適切に設けられていないので是正すること。** ◇ 保育室を２階に設ける場合、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、退避上有効なバルコニー、準耐火構造の傾斜路又はこれに準ずる設備を２か所以上設けなければならないが、適切に設けられていない。 ◇ 保育室を３階以上に設ける場合、各保育室の各部分から歩行距離が30m以内に、乳幼児の避難に適した屋内階段、屋外階段、耐火構造の傾斜路のうち２以上を設けなければならないが、適切に設けられていない。 （56福児母第990号4）	19
➢ **入所児童の在籍時間帯に、1人勤務の時間帯があるので是正すること。** ◇ 児童が在籍している時には、常時、複数の保育従事者を配置しなければならないが、保育従事者が１人の時間帯がある。 （56福児母第990号1）	16
➢ **職員の勤務状況が確認できる書類が備えられていないので是正すること。** ◇ 職員の勤務割及び勤務実績が確認できる書類を整備しなければならないが、勤務実績を確認できる書類が備えられていない。 （56福児母第990号9(1)）	14

➢ **救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいないので是正すること。** ◇ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、救命講習を定期的に受講しなければならない（過去３年以内に救命講習を受講した保育従事者がいることが必要である）が、救命講習を受講した保育従事者がいない。 （56福児母第990号7(8)）	11
➢ **その他** ◇ 保育室に専用の手洗い設備が設けられていないので是正すること。 ◇ 月極契約入所児童数に対して必要な保育従事者のうち有資格者が不足しているので、是正すること。 ◇ 消防計画を作成していないので、是正すること。等	136
合計	240

【根拠法令等】
＊56福児母第990号
＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第３条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

エ　幼保連携型認定こども園

実地検査を行った5施設のうち、4施設に対して文書指摘を行い、延べ5事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **避難・消火訓練を毎月実施すること。**	2
➢ **直接従事職員が常時2人以上配置されていないので、是正すること。**	2
➢ **建物設備等の認可内容と現状に相違があるので、是正すること。**	1
合計	5

オ　認可外保育施設の居宅訪問型保育事業（個人）

集団指導で効果測定を行った 563 事業者のうち、152 事業者に対して文書指摘を行い、延べ 172 事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **救命講習を定期的に受講していないので是正すること。** ◇ 事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、実技講習を定期的に受講しなければならないが、実技を伴う救命講習を受講していない。 （56福児母第990号7(5)）	148
➢ **保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していないので是正すること。** ◇ 居宅訪問型保育に従事する者は、保育士若しくは看護師の資格を有する者又は都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了したものでなければならないが、提出された資料からは、必要な資格（又は研修の受講）の確認ができなかった。 （56福児母第990号1(2)）	24
合計	172

【根拠法令等】
＊56福児母第990号
＝昭和57年6月15日56福児母第990号「認可外保育施設に対する指導監督要綱」第３条により定める「認可外保育施設指導監督基準」

（3） 認可保育所･認証保育所･認可外保育施設講習会

○　東京都では、保育行政の適正かつ円滑な実施を確保するため、実地検査による指導に加え、講習会形式による指導を認可保育所、認証保育所及び認可外保育施設を対象として年1回ずつ開催しています。

○　講習会では、制度改正や施策の紹介、過去の指導事例等についての講義を行うほか、保育所運営に必要な労働基準法や消防法に関する情報提供も行っています。

○　各保育所においては、東京都の条例や実施要綱、その他関係法令・例規等を理解し、適切な施設運営及び保育の質の向上を図るための機会として活用するよう促しました。

○　なお、令和3年度からは集合形式ではなく、ホームページに説明動画及び資料を掲載し、各自で視聴する形式で実施しています。

○　講習会資料については東京都福祉局のホームページ（福祉の基盤づくり＞社会福祉法人・施設等の指導検査＞保育施設の指導検査について＞令和7年度保育所講習会資料）に掲載しています。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/shidoukensa/hoikushisetsukensa/7nendohoikusyokousyuukai

種別	主な内容
認可保育所	（１）保育施設における防災対策等について （２）労働関係法令について （３）保育所における交通安全対策等について （４）認可保育所の指導検査について
認証保育所	（１）保育施設における防災対策等について （２）労働関係法令について （３）保育所における交通安全対策等について （４）認証保育所の運営について （５）認証保育所の立入調査について
認可外保育施設	（１）保育施設における防災対策等について （２）労働関係法令について （３）保育所における交通安全対策等について （４）認可外保育施設の運営について （５）認可外保育施設の立入調査について

（4）認可外保育施設に対する巡回指導体制の強化

○　東京都では、平成28年度における「待機児童解消に向けた緊急対策」において、認可外保育施設の保育サービスの質の向上を図り、児童と保護者の安全・安心を確保するため、「巡回指導チーム」の編成により指導体制を強化することとし、平成29年3月から巡回指導を開始しています。

○　巡回指導は、届出内容や保育内容等のうち、職員配置、食事や午睡時の保育、衛生面等を中心に指導・助言しています。また、巡回指導の結果については、立入調査等に活用しています。

巡回指導実施状況（令和7年4月から令和8年3月）

対象数(a) （R7.4.1 現在）	巡回指導数		実施率 (b/a)
	(b)	うち通告なし	
747	777	46	104%

※ 対象数は、認証保育所、家庭的保育事業及び居宅訪問型保育事業を除く認可外保育施設の届出数
※ 巡回指導未実施施設には、電話指導を実施

主な指導事項

- 構造設備等に危険な箇所がある（物の落下防止策の不備等）
- 保育室や調理室及び便所等設備、寝具や遊具の衛生の確保が不十分
- 施設及びサービスに関する内容の見やすい場所への掲示が不十分
- 保育室内の定期的な点検が行われていない
- 救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいない
- 関係機関への緊急通報訓練が1年以内に1回も実施されていない

（5）認可外保育施設職員テーマ別研修

東京都では、認可外保育施設（認証保育所等を含む。）向けの研修として、保育理論や事故防止等のテーマ別研修を、公益財団法人東京都福祉保健財団に委託して実施しています。令和7年度は5,766名が受講しました。

12 その他の施設等
（無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設）

東京都では、無料低額宿泊所、日常生活支援住居施設、女性自立支援施設に対して指導検査を行っています。

無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設です。

無料低額宿泊所の121か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき、東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例その他関係法令通知による指導事項について指導検査を実施しています。

日常生活支援住居施設は、無料低額宿泊所のうち、生活保護法に規定する被保護者ごとに個別支援計画を策定し、当該計画に基づき個別的・専門的な日常生活上の支援を行う施設として、その支援の実施に必要な人員を配置するなど一定の要件を満たす施設です。

日常生活支援住居施設の53か所を対象に、日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令第24条に基づき指導検査を実施しています。

女性自立支援施設は、様々な困難な問題を抱えた女性を対象に、心と体の健康や権利の回復を図り、安定して自立した生活ができるよう中長期的な支援を行う施設です。

女性自立支援施設の5か所を対象に、社会福祉法第70条に基づき指導検査を実施しています。

（1） 令和7年度　検査実施状況

全体の58.1％に当たる104施設に対して実地検査を行いました。

（単位：施設）

種別	対象数 (a)	実地検査数 (b)	うち 文書指摘 施設数	実施率(b/a)
無料低額宿泊所	121	73	33	60.3%
日常生活支援住居施設	53	29	3	54.7%
女性自立支援施設	5	2	―	40.0%
計	179	104	36	58.1%

（2） 主な指摘事項

ア 無料低額宿泊所

実地検査を行った73施設のうち33施設に対して文書指摘を行い、延べ60事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **入居者の意向確認及び関係機関との協議の結果を記録すること。** ◇ 居室の利用その他のサービスの提供に関する契約の契約期間の満了前に、あらかじめ入居者の意向を確認するとともに、福祉事務所その他の都又は区市町村の関係機関と、当該入居者が継続して無料低額宿泊所を利用する必要性について協議し、その結果を記録しなければならないが、記録していなかった。 （都条例第15条第４項、都要領第１章第４-３（４））	１２
➢ **施設内設備の転倒防止対策を講ずること。** ◇ 避難口及び避難経路を整備し、建物内に掲示するとともに、施設内設備の転倒防止対策を講じる等、入居者の安全確保を図らなければならないが、施設内設備の転倒防止対策が講じられていなかった。 （都要領第１章第３-３（４））	６

➢ **職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。** ◇ 無料低額宿泊所の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者の秘密を漏らすことがないよう、例えば、違約金についての定めを置く等の措置を講じなければならないが、必要な措置を講じていなかった。 （都条例第25条第２項、都要領第１章第４-12）	5
➢ **事故が発生した際、速やかに都、当該入居者の家族等に連絡を行うこと。** ◇ 入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに都、当該入居者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならないが、東京都への報告がされていなかった。 （都条例第28条第１項）	5
➢ **１年に1回以上、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うこと。** ◇ 非常災害に備えるため、少なくとも１年に１回以上、定期的に避難訓練その他必要な訓練（災害発生時において、消火、通報、避難誘導等が適切に実施されるための訓練）を行わなければならないが、定期的に避難訓練その他必要な訓練が行われていなかった。 （都条例第 29 条第２項）	5
➢ **その他** ◇ 運営規程を公表すること。 ◇ 避難口及び避難経路を建物内に掲示すること。 ◇ 契約を更新する場合は文書により締結すること。 ◇ 火災、風水害、地震等の災害に対する計画又は消防計画を策定すること。 ◇ 消防用設備等の点検を実施すること。　等	27
合計（延べ）	60

【根拠法令等】
＊都条例
　＝令和元年12月25日東京都条例第81号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例」
＊都要領
　＝令和2年3月24日31福保生保第1684号「東京都無料低額宿泊所の設備及び運営の基準に関する条例等施行要領」

イ 日常生活支援住居施設

実地検査を行った29施設のうち3施設に対して文書指摘を行い、延べ5事項を指摘しました。

指摘の具体事項例	文書指摘事項数
➢ **モニタリングの結果を記録すること。** ◇ 生活支援提供責任者は、モニタリングに当たっては、定期的に入所者に面接するとともに、モニタリングの結果を記録しなければならないが、モニタリングの結果を記録していなかった。	3
➢ **6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行うこと。**	2
合計（延べ）	5

【根拠法令等】
＊省令第44号
＝令和2年3月27日厚生労働省令第44号「日常生活支援住居施設に関する厚生労働省令で定める要件等を定める省令」

ウ 女性自立支援施設

実地検査を行った2施設で文書指摘はありませんでした。